



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 2
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）…………… 3
- 民生委員法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課）…………… 4
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 11
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 11
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 12
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 12
- 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 20
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（薬務生活衛生課）…………… 20
- 沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（水産課）…………… 22
- 沖縄県道路占用規則の一部を改正する規則（道路管理課）…………… 26
- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 28

### 告 示

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 29
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認（科学技術振興課）…………… 30
- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 31
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 31
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 31
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認（文化振興課）…………… 32
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（技術・建設業課）…………… 35
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（技術・建設業課）…………… 36

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁働き方改革推進課）…………… 37

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 37

### 人事委員会事項

- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 37

### その他

- 浦添市市営住宅等の管理を事業主体に代わって行う旨の公告（住宅課）…………… 38

# 規 則

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県規則第5号

### 私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法施行細則（平成16年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第11条」を「第5条第2項」に改め、「第2条第12号」の前に「省令第7条第2号から第5号までに掲げる事項を記載した書類及び省令第11条に規定する図面並びに」を加える。

第19条第1項中「第5条」を「第5条第2項」に、「第7条第3号」を「同条第3号」に改め、同条に次の2項を加える。

4 法第131条の規定により専修学校の専攻科の設置に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校専攻科設置に係る学則変更届（第22号様式）に省令第189条において準用する省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで及び第12号並びに第7条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 法第131条の規定により専修学校の専攻科の廃止に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校専攻科廃止に係る学則変更届（第23号様式）に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

第21号様式の次に次の2様式を加える。

### 第22号様式（第19条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地  
法人名  
理事長名

（個人にあつては、住所及び氏名）

### 専修学校専攻科設置に係る学則変更届

専修学校の 専攻科の設置に伴い、学則を変更しますので、学校教育法第131条の規定により、届け出ます。

### 添付書類

- 1 目的を記載した書類
- 2 名称を記載した書類
- 3 位置を記載した書類
- 4 学則の変更事項を記載した書類
- 5 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 6 開設の時期を記載した書類
- 7 新たに設置する専攻科の使用に係る校地校舎等の図面
- 8 施設概要書
- 9 校地、校舎等の所有権を有することを証する公の書類又は貸借契約書の写し
- 10 校具及び教具の明細表
- 11 教職員組織表
- 12 学級編成表
- 13 設置者が法人である場合にあつては、理事会等の決議録の写し
- 14 変更しようとする条項の新旧比較対照表

15 変更後2年間の収支予算書  
第23号様式（第19条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地

法人名

理事長名

（個人にあつては、住所及び氏名）

## 専修学校専攻科廃止に係る学則変更届

専修学校の 専攻科の廃止に伴い、学則を変更しますので、学校教育法第131条の規定により、届け出ます。

## 添付書類

- 1 廃止の事由を記載した書類
- 2 廃止の時期を記載した書類
- 3 児童等の処置方法を記載した書類
- 4 理事会等の決議録の写し
- 5 新学則
- 6 変更しようとする条項の新旧比較対照表

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県規則第6号

## 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「拘置されている場合」を「拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の第6条の2規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

---

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第7号**

**民生委員法施行細則の一部を改正する規則**

民生委員法施行細則（昭和47年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「に民生委員候補者推薦名簿（第3号様式）及び民生委員候補者推薦調書（第4号様式）を添えて」を「及び民生委員候補者推薦調書（第3号様式）を」に改める。

第8条第1号中「（第5号様式）」を「（第4号様式）」に改め、同条第2号中「（第6号様式）」を「（第5号様式）」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第5条関係)

民生委員候補者推薦調書 (区域・主任)

市町村推薦会

整理番号	地区 民児協名 担当地区	フリガナ 氏名 生年月日	年齢 性別 職業	住所 委嘱予定 年月日	民生委員児童委員の 経歴年数			新任・ 再任の 別	経歴大要 (現公職及び役職)	市町村推薦意見		推薦 母体	定例会 出席率 (過去 3年)	適格 要件 の合 致
					自	至	計			社会福祉に対する熱意、 人柄、健康及び地域住民 の信望等	民生委員在職中の話 動実績 (再任に限る)			
					直近	過去	合計							
					直近	過去	合計							
					直近	過去	合計							
					直近	過去	合計							
					直近	過去	合計							

第4号様式を削る。

第5号様式中

現職	学歴
現公職	

を

現職
現公職

に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中

現公職	学歴

を

現公職

に改め、同様式を第5号様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第8号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第15条第2項」を「第15条第1項」に改める。

第 5 号様式を次のように改める。  
**第 5 号様式** (第 9 条関係)

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

(申請者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

(\*) 申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとする本人の氏名（保護者が申請される場合は保護者の方の氏名）を記入してください。

写 真  
 縦 4cm×横 3cm  
 脱帽・上半身  
 一年以内に  
 撮影したもの  
~~貼付しないで提出してください~~

身体障害者本人	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	〒 □申請者と同じ	電話番号	
	個人番号			

(備考) 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。その場合は、保護者欄に必要な事項を記入してください。

保 護 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	〒 □申請者と同じ	本人との続柄	
			電話番号	

沖縄県知事 殿

私は、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(留意事項)

身体障害者福祉法施行規則第 2 条第 2 項第 3 号に規定する「当該申請に係る身体障害者の写真」の規格は以下のとおりとする。

- 1 写真のサイズは、縦 4 cm、横 3 cmとする。
- 2 写真は脱帽して上半身を写したもの（申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で布などで覆うことを認める場合を除く。）であること。
- 3 身体障害者手帳申請の時から 1 年以内に撮ったものであること。ただし、特別の事情があるときであって、その写真によって本人を認識する上で支障がないときは、この限りでない。

第 9 号様式を次のように改める。

**第 9 号様式** (第 11 条関係)

身体障害者居住地等変更届書

年 月 日

沖縄県知事 殿

(届出者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

私は、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

届出事由	居住地変更 ・ 氏名変更 ・ その他 ( )
異 動 日	

変更内容 (変更事項のみ記載してください。)

		旧 (変更前)	新 (変更後)
手 帳 所 持 者	フリガナ		
	氏 名		
	居 住 地	〒	〒 □申請者に同じ
	電話番号		
	個人番号		
保 護 者	フリガナ		
	氏 名		
	居 住 地	〒	〒 □申請者に同じ
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	電話番号		
	続 柄		

既交付の身体障害者手帳の記載内容

手帳番号		交付年月日	年 月 日	等級	種 級
障 害 名					

(注) 15歳未満の児童の場合には、児童の氏名、個人番号等を記入するとともに、保護者の氏名及び続柄も記入すること。

第11号様式から第13号様式までを次のように改める。

第11号様式 (第12条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

(申請者)

住所 〒

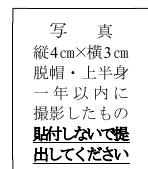
氏名

本人との続柄

電話番号

(\*) 申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとされる本人の氏名 (保護者が申請される場合は保護者の方の氏名) を記入してください。

(\*) 再交付申請の理由が「2. 破損・汚損」の場合は、個人番号は記入する必要はありません。



身 体	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			

障害者本人	居住地	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ					電話番号					
	個人番号											

既手帳交付内容

手帳番号		交付年月日	年 月 日
等級	種 級	再交付年月日	年 月 日
障害名			

(備考) 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。その場合は、保護者欄に必要な事項を記入してください。

保護者	フリガナ	-----		生年月日	年 月 日
	氏名				
	居住地	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		本人との続柄	
				電話番号	

沖縄県知事 殿

私は、身体障害者福祉法施行規則第7条第1項及び第8条第1項の規定により、次の理由により身体障害者手帳の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

理 由	1. 紛失 2. 破損・汚損	3. 障害程度の変更 4. 障害の追加	5. 再認定 6. その他 ( )
-----	-------------------	------------------------	----------------------

第12号様式 (第12条関係)

身体障害者手帳返還届

年 月 日

沖縄県知事 殿

(届出者)

住所 〒

氏名

本人との続柄

電話番号

下記の理由により、身体障害者手帳を返還します。

記

手帳所持者	フリガナ	-----		生年月日	年 月 日						
	氏名										
	居住地	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ									
	個人番号										
返還理由	1. 障害を有しなくなったため 2. 手帳所持者が死亡したため 3. その他 ( )										

返還事由発生日	年 月 日
---------	-------

返還する手帳の記載内容

手帳番号	交付年月日	年 月 日	等級	級
障 害 名				
沖縄県知事 殿 福祉事務所長 町村長			第 年	月 日
上記のとおり、身体障害者手帳返還届を受理したので進達します。 ※身体障害者手帳の添付（有・無）				印

- (注) 1 死亡による返還の場合は、個人番号については記入する必要がないこと。  
 2 返還理由欄は、該当する事由に○印をいれること。  
 3 再交付による場合には、返還する手帳の最終の交付年月日を記載すること。  
 4 身体障害者手帳の添付がない場合は、紛失理由書を添付すること。

第13号様式（第13条関係）

第 年 月 日 号

殿

身体障害者手帳交付申請却下決定通知書

沖縄県知事

印

先に申請された身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付申請については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

氏 名	生 年 月 日	
住 所		
保 護 者	氏 名	本人との続柄
申 請 日	住 所	
理 由		

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第9号**

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則**

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

**第1条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成18年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条の見出し中「変更」を「廃止」に改め、同条第1項中「法第46条」を「法第46条第1項（休止した指定障害福祉サービスの事業の再開に係るものに限る。）及び第2項」に改め、「第51条の25第1項」の次に「（休止した指定地域相談支援の事業の再開に係るものに限る。）」を加え、「施行規則第34条の23第1項、第34条の26第1項及び第34条の58第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（第2号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては」を削り、「第3号様式」を「第1号様式」に改め、「それぞれ」を削る。

第5条中「第4号様式」を「第2号様式」に改める。

第7条第1項中「第5号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3項中「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削り、第3号様式を第1号様式とし、第4号様式から第7号様式までを2様式ずつ繰り上げる。

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正)

**第2条** 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成24年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条の見出し中「変更」を「廃止」に改め、同条第1項中「法第21条の5の20第3項」の次に「（休止した指定通所支援の事業の再開に係るものに限る。）」を加え、「並びに第24条の13第3項」及び「事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては」を削り、「第2号様式」を「第1号様式」に改め、「それ以外の事項の変更に係るものにあつては変更届出書（第3号様式）により、それぞれ」を削る。

第5条中「第4号様式」を「第2号様式」に改める。

第7条第1項中「第5号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3項中「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式を削り、第4号様式を第2号様式とし、第5号様式から第7号様式までを2様式ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第10号****沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成19年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第5の(8)中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第11号****沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条の表備考1中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第12号****医療法施行細則の一部を改正する規則**

医療法施行細則（昭和47年沖縄県規則第163号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出は、第8号様式の2によるものとする。

第6条中「政令第4条第1項及び第3項」を「政令第4条第1項、第3項及び第4項」に改める。

第8条及び第8条の2中「診療所又は助産所」を「診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第9条中「診療所又は助産所の開設者」を「診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第30条第1項中「省令第25条」の次に「又は省令第25条の2」を、「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「又は診療用粒子線照射装置」を加える。

第37条中「診療用高エネルギー放射線発生装置」を「同条第2項の規定による診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置」に改める。

第38条中「及び」を「又は」に改め、「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を加える。



27 その他必要な事項

に改

--

28 開設年月日 年 月 日

める。

第8号様式中「第8条」を「第8条第1項」に、

「5 嘱託医師及び嘱託医療機関

嘱託 医師	住 所			
	氏 名		免許登録番号 年 月 日	
	嘱託した旨の書類	別紙のとおり		
嘱託医療機関	名 称			
	所在地			

を

6 従業者定員

助産師	看護師			計
人	人	人	人	人

「5 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間

氏 名	勤務の日	勤務時間

6 従業者定員

助産師	看護師			計
人	人	人	人	人

に、

7 嘱託医師及び嘱託医療機関

嘱託 医師	住 所			
	氏 名		免許登録番号 年 月 日	
	嘱託した旨の書類	別紙のとおり		
嘱託医療機関	名 称			
	所在地			

「7 敷地の面積及び平面図」を「8 敷地の面積及び平面図」に、「8 建物の構造概要及び平面図」を「9 建物の構造概要及び平面図」に、「9 分娩室の構造」を「10 分娩室の構造」に、「10 その他の施設」を「11 その他の施設」に、「11 入所室」を「12 入所室」に、「12 その他必要な事項」を「13 その他必要な事項」に、「13 開設年月日」を「14 開設年月日」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

**第8号様式の2 (第5条関係)**

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

保健所長 殿

設置者 住所 { 法人の場合は、主たる事務所の所在地 }  
 氏 名 { 法人の場合は、名称及び代表者の職氏名 }  
 電話番号

下記のとおり、オンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。  
 記

1 オンライン診療受診施設の名称	
2 設置場所	電話番号

3 敷地の面積及び平面図

面 積		m <sup>2</sup>
平 面 図	別紙のとおり	

4 建物の構造概要及び平面図等

造	建面積	m <sup>2</sup>
階建	延面積	m <sup>2</sup>
建物の一部をオンライン診療受診施設として使用する場合は、その使用階数及び面積を記入する。 <small>造 階建の中 階 室</small>		
平 面 図	別紙のとおり	
車両をオンライン診療受診施設として使用する場合は、当該車両の車種、車名及び自動車登録番号又は車両番号を記入する。 <small>車種 車名</small> 自動車登録番号（車両番号）		

5 設置年月日

年 月 日

6 設置者が法人にあつては、オンライン診療受診施設の管理責任者の連絡先

氏名（名称） 電話番号

7 その他必要な事項

- 注1 設置者が法人にあつては、定款、寄付行為又は条例を添付すること。  
 2 車両をオンライン診療受診施設として届け出る場合は、巡回する地区を管轄する保健所へ届け出ること。  
 3 2の場合において、「2 設置場所」欄は、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。  
 4 6の管理責任者の連絡先とは、オンライン診療受診施設において通信機器の不具合等が発生した場合

に、患者、オンライン診療を行う医師等が連絡する連絡先をいう。

第9号様式中「、助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設（設置）者」に改め、「第4条第3項」の次に「、第4条第4項」を加え、

「 病院、診療所又は助産所 の 名 称		を
開 設 場 所		

「 病院、診療所若しくは助産 所又はオンライン診療受診 施設の名称		に
開 設 （ 設 置 ） 場 所	電話番号	

改める。

第11号様式、第12号様式及び第12号様式の2中「、助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設（設置）者」に、

「 病院、診療所又は助産所 の 名 称		を
開 設 場 所		

「 病院、診療所若しくは助産 所又はオンライン診療受診 施設の名称		に
開 設 （ 設 置 ） 場 所	電話番号	

改める。

第13号様式中「、助産所」の次に「、オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設（設置）者」に、「失そう」を「失踪」に、

「 病院、診療所又は助産所 の 名 称		を
開 設 場 所		

「 病院、診療所若しくは助産 所又はオンライン診療受診 施設の名称		に
開 設 （ 設 置 ） 場 所	電話番号	

改める。

第34号様式中 「診療用高エネルギー放射線発生装置備付届 年 月 日」を

「診療用高エネルギー放射線発生装置 備付届 診療用粒子線照射装置 年 月 日」に、

「 2 線 診 発 療 生	制 作 者 名	

用高エネルギー放射装置に関する事項	型 式		
	台 数		
	定格出力	電 子 線	メガ電子ボルト (MeV)
		エックス線	メガボルト (MV)

を

2 線照射装置又は診療用高エネルギー放射線発生装置に関する事項	製 作 者 名		
	型 式		
	台 数		
	定格出力	電 子 線	メガ電子ボルト (MeV)
		エックス線	メガボルト (MV)
		陽 子 線	
重粒子線		(原子の種類： )	

に、

3 診療用高エネルギー放射線装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名と放射線診療に関する経歴	氏 名

を

3 氏名と放射線診療に関する経歴 医師、歯科医師又は診療放射線技師の 又は診療用粒子線照射装置を使用する 診療用高エネルギー放射線発生装置	氏 名

に、

に、

5 放射線発生装置の 放射線発生装置の 放射線発生装置の
---------------------------------------

を

5 止に関する構造設備の概要 線照射装置の放射線障害防 線発生装置又は診療用粒子 診療用高エネルギー放射
--

に、

<p>6 設備の概要 使用室の放射線障害防止に関する構造 診療用高エネルギー放射線発生装置</p>		<p>6 放射線障害防止に関する構造設備の概要 又は診療用粒子線照射装置使用室の放 診療用高エネルギー放射線発生装置</p>	
<p>7 放射線障害防止に関する予防措置の使用室の概要</p>	を	<p>7 使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要 診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用粒子線照射装置</p>	に改め、同様式注意事項1中「使用室」を「又は診療用粒子線照射装置

使用室」に改め、同様式注意事項2中「発生管」を「発生管又は照射管」に改め、同様式注意事項5を次のように改める。

5 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第3条第2項の申請書を添付すること。

「診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用放射線照射装置  
診療用放射線照射器具  
放射性同位元素装備診療機器  
診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

第41号様式の2中 変更届 を

年 月 日」

「診療用高エネルギー放射線発生装置  
診療用粒子線照射装置  
診療用放射線照射装置

診療用放射線照射器具 変更届  
 放射性同位元素装備診療機器  
 診療用放射性同位元素  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に、「第29条第1項」を「第

年 月 日」

29条第2項」に改める。

「診療用エックス線装置  
 診療用高エネルギー放射線発生装置  
 診療用放射線照射装置  
 診療用放射線照射器具  
 放射性同位元素装備診療機器  
 診療用放射性同位元素  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

廃止届

を

年 月 日」

「診療用エックス線装置  
 診療用高エネルギー放射線発生装置  
 診療用粒子線照射装置  
 診療用放射線照射装置  
 診療用放射線照射器具  
 放射性同位元素装備診療機器  
 診療用放射性同位元素  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

廃止届

に改める。

年 月 日」

第47号様式の次に次の1様式を加える。

**第47号様式の2**（第40条関係）

オンライン診療受診施設台帳

名 称			
設置場所		電 話	
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 届	年 月 日 開設		
	年 月 日 第 号收受		
敷地面積			m <sup>2</sup>
建 物 の 構造概要	造	階建	建面積 m <sup>2</sup> 延面積 m <sup>2</sup>
	建物の一部を使用する場合	造 階建中	階 室 m <sup>2</sup>
施設の管理責任者の連絡先	氏名（名称）		
	電話番号		
備 考			

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第30条、第37条、第38条、第34号様式、第41号様式の 2 及び第42号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて提出されている届出については、この規則による改正後の医療法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

---

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第13号

#### 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則

沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成19年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第16条中「別表第1に掲げる医療機関」を「指定医療機関」に改める。

第18条中「医師の専門性に関する研修」を「専門研修」に改める。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定のうち就業期間に係る部分は、指定医療機関である診療所の医師として1年以上勤務した者については、適用しない。

附則第2項の見出しを削り、同項中「までの間」の次に「又は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」を加え、「のうち診療所」を「である診療所（前項に規定する医療機関を除く。）」に、「同条第1項の表期間の欄」を「同条第1項の表の右欄」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

（返還債務の免除が受けられる勤務期間の特例）

- 2 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において、指定医療機関のうち知事が別に定める医療機関の医師として勤務した場合における第19条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の表の右欄に定める期間にあっては当該期間から当該勤務した期間をそれぞれ控除して得た期間（当該控除後の期間が零月を下回るときは、零月）とし、同条第2項に定める期間にあっては当該期間から当該勤務した期間を控除して得た期間とする。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に指定医療機関である診療所の医師（専門研修を受けるもの（この項において「専攻医」という。）に限る。）として1年以上勤務した者が、条例第2条第4項前段の規定により指定医療機関以外の医療機関に勤務した後、指定医療機関である診療所の医師（専攻医を指導するものに限る。）として1年以上勤務した場合における第19条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項の表の右欄及び同条第2項の規定中「3年」又は「4年」とあるのは、「2年」とする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

---

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第14号

#### クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7号様式を次のように改める。

#### 第7号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者氏名

クリーニング師試験受験願書

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 本籍
- 2 住所
- 3 氏名
- 4 生年月日           年   月   日
- 5 性別           男 ・ 女
- 6 個人番号

注 個人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。  
第11号様式から第13号様式までを次のように改める。

**第11号様式（第11条関係）**

年   月   日

沖縄県知事 殿

申請者氏名

クリーニング師免許交付申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 本籍
- 2 住所
- 3 氏名
- 4 旧姓又は通称名の併記の希望の有無   有 ・ 無
- 5 併記する旧姓又は通称名
  - (1) 旧姓
  - (2) 通称名
- 6 生年月日           年   月   日
- 7 性別           男 ・ 女
- 8 個人番号
- 9           年   月   日施行のクリーニング師試験に合格

注 個人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

**第12号様式（第12条関係）**

年   月   日

沖縄県知事 殿

申請者氏名

クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師の免許の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

本籍	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
性別	男 ・ 女
個人番号	
再交付申請の理由	
免許証亡失・き損年月日	年 月 日
登録年月日及び番号	年 月 日 沖縄県登録第 号

注 個人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

第13号様式（第13条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者氏名

クリーニング師免許証訂正申請書

次のとおり本籍（氏名）を変更したので、クリーニング業法施行規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 住所
- 2 生年月日
- 3 性別 男 ・ 女
- 4 個人番号
- 5 変更事項

	新	旧
本籍		
氏名		
併記する旧姓		
併記する通称名		

注 個人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前のクリーニング業法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第15号**

**沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和 3 年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第30条第 1 項」を「第 2 項並びに第30条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「第30条第 1 項」を「第 2 項並びに第30条第 1 項及び第 2 項」に改め、同条第 2 項中「場合には、漁獲割当管理区分」の次に「の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）」を、「別記様式第 1 号の書面により」の次に「、漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第 1 号の 2 の書面により」を、「を除く。）」の次に「の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）」を、「別記様式第 2 号の書面により」の次に「、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第 2 号の 2 の書面により」を加え、同条第 3 項中「第30条第 1 項」を「第 2 項並びに第30条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 3 条中「第30条第 1 項」を「第 2 項並びに第30条第 1 項及び第 2 項」に改める。

別記様式第 1 号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に、

「

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位： )	
陸揚げした日	漁獲量 (kg)	備考

」

を

「

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位： )	
陸揚げした日	漁獲量 (kg)	その他

」

に改め、同様式中備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とし、備考 5 を備考 4 とする。

別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

**別記様式第 1 号の 2（第 2 条関係）**

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号				
特別管理特定水産資源の名称				
漁獲割当管理区分の名称				
船舶等の名称				
設定を受けた年次漁獲割当量				(単位: )
陸揚げした日	漁獲量 (kg)	個体の数	その他	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、沖縄県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- 備考 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 4 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に、

「

特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)


を

特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	その他

に改め、同様式備考 1

中「法第57条」を「漁業法第57条」に改め、同様式備考 4 を削る。

別記様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

**別記様式第 2 号の 2 (第 2 条関係)**

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書 (非漁獲割当管理区分 (漁獲努力量管理区分を除く。)) 及び個人情報の取扱いに関する同意書

**1 漁獲量等の報告**

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 30 条第 2 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶等の名称		
		漁船登録番号		
管理区分の名称				
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数	その他

**2 個人情報の取扱いに関する同意**

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、沖縄県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。

2 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第4号中「法第26条第1項の」を「法第26条第1項及び第2項の」に、「法第30条第1項の規定」を「法第30条第1項及び第2項の規定」に改め、同様式備考3中「第30条第1項」を「第2項並びに第30条第1項及び第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第16号

##### 沖縄県道路占用規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用規則（昭和47年沖縄県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による道路の占用の許可」を「許可」に、「規定により協議」を「協議」に改め、「（以下「道路占用者」という。）」を削り、「道路占用許可申請・協議書（第1号様式。）」を「、道路法施行規則第4条の3第1項で定める様式（」に改め、同条第2項中「申請・協議書」を「前項の申請・協議書」に改め、同項第1号中「道路の占用」の次に「（道路に法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 道路の占用に関し工事を必要とする場合においては、占用物件（道路の占有をしている工作物、物件又は施設をいう。第4条第2項、第6条及び第10条において同じ。）の設計書、仕様書及び構造図

第3条第1項中「道路占用者は、道路の占有の許可に係る事項（占有期間に係るものを除く。）の変更許可を受けようとするとき、又は変更の協議を」を「前条第1項の許可を受けた者又は同項の協議により同意を得た者（以下「道路占用者」という。）は、当該許可を受け、又は同意を得た事項（道路の占有の期間（以下「占有期間」という。）を除く。）を変更しよう」とに改め、同条第2項中「申請・協議書」を「前項の申請・協議書」に改める。

第4条中「占有許可及び協議の承認の期間満了後引き続き占有の許可を」を「許可を受け、又は同意を得た占有期間が満了した場合においてこれを更新」に、「当該期間」を「当該占有期間の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請・協議書には、占有物件の安全性を確認した旨を記載した書類を添付しなければならない。

第5条中「（変更の許可及び期間の更新の許可を含む。以下「占有許可」という。）又は協議の回答を」を「又は協議の回答（第2条第1項、第3条第1項又は第4条第1項に係るものに限る。）」に、「第2号様式」を「第1号様式」に改める。

第6条の見出し中「管理用義務」を「管理義務」に改める。

第7条中「占有者」を「道路占用者」に、「占有許可の期間」を「占有期間」に改め、「、又は占有期間が満了したとき」を削り、「道路占用廃止（期間満了）届（第3号様式）」を「道路占用届書（第2号様式）」に改める。

第8条第1項中「出来ない」を「できない」に改め、同条第3項中「第1項の許可」を「第1項ただし書

の承認」に、「第4号様式」を「第3号様式」に、「占用者」を「道路占用者」に、「道路占用権承継届（第5号様式）」を「道路占用届書」に改める。

第9条中「若しくは名称」を「（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）」に、「道路占用者住所等変更届（第6号様式）」を「道路占用届書」に改める。

第10条中「道路の占用を認められた期間中、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）」を「占有期間中、占有物件」に、「第7号様式」を「第4号様式」に改める。

第11条中「第8号様式」を「第5号様式」に、「第9号様式」を「第6号様式」に改める。

第12条中「第10号様式」を「第7号様式」に改める。

第13条中「行つた」を「行った」に、「第11号様式」を「第8号様式」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「道路予定地」を「道路予定区域」に改める。

第1号様式を削る。

第2号様式中「承認」を「同意」に、「占有の期間」を「占有期間」に改め、同様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**第2号様式（第7条、第8条、第9条関係）**

道路占用届書 （廃止・承継・住所変更、氏名変更）			年 月 日
沖縄県知事 殿 （ 土木事務所長）		住 所 氏 名 （担当者） 電話番号	
先に許可（同意）のあった道路の占有については、沖縄県道路占有規則（第7条・第8条・第9条）の規定に基づき次のとおり届け出ます。			
占用場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
直近の許可年月日 及び許可・番号		年 月 日 沖縄県指令 第 号	
理由			
内容			

（注）

- 1 「（廃止・承継・住所変更、氏名変更）」及び「（第7条・第8条・第9条）」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 2 占有者又は承継人が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、担当者の所属及び氏名を記載すること。
- 3 理由欄には、届書の提出に至る具体的な理由を記載するものとし、承継の場合には契約の内容及び締結日を記載すること。
- 4 内容欄には、承継の場合には前の道路占有者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を、住所変更の場合には新旧の住所（法人にあつては、主たる事務所

の新旧の所在地)を、氏名変更の場合には新旧の氏名(法人にあっては、新旧の名称)を記載すること。

第 3 号様式を削る。

第 4 号様式中「第 9 条」を「第 8 条」に、「譲渡とたい」を「譲渡したい」に改め、同様式を第 3 号様式とする。

第 5 号様式及び第 6 号様式を削る。

第 7 号様式を第 4 号様式とし、第 8 号様式を第 5 号様式とし、第 9 号様式を第 6 号様式とする。

第 10 号様式中「(第 12 条関係) (その 1)」を「(その 1) (第 12 条関係)」に、「(第 12 条関係) (その 2)」を「(その 2) (第 12 条関係)」に改め、同様式を第 7 号様式とする。

第 11 号様式を第 8 号様式とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条に 1 項を加える改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の沖縄県道路占用規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請、協議及び届出(以下「申請等」という。)を受理したものから適用し、同日前に申請等を受理したものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県道路占用規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第 17 号**

**沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

沖縄県建築基準法施行細則(昭和 56 年沖縄県規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 法第 12 条第 1 項の規定による調査について、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 282 号)第 2 の規定により特定行政庁が付加することができる法第 12 条第 1 項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	調査項目	調査方法	判定基準	
建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。以下この表において同じ。)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	扉の取付けの状況		目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	固定の状況		目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。

	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。

第29条の2中「政令第46条第4項表3の」を「政令第46条第4項に規定する国土交通大臣が定める基準の木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）第3第2号の表に規定する」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第29条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第19条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に調査に着手する建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による調査について適用し、同日前に調査に着手した同項の規定による調査については、なお従前の例による。

**告 示**

**沖縄県告示第152号**

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示**

本則の表常時介護を要する状態の部1の項中「177,950円」を「186,050円」に改め、同部2の項中「88,980円」を「92,980円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「88,980円」を「92,980円」に改め、同部2の項中「40,600円」を「42,700円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の本則の表常時介護を要する状態の部2の項及び随時介護を要する状態の部2の項の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の本則の表常時介護を要する状態の部1の項及び随時介護を要する状態の部1の項の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第153号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金を承認した。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター
- 2 指定管理者 ライフサイエンス研究センター運営共同体 代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラ  
ス うるま市字州崎7番地7、公益財団法人沖縄科学技術振興センター うるま市字州崎12番地2
- 3 利用料金の適用年月日 令和8年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
研究室	1平方メートル1月につき	2,400円
駐車場	1台1月につき	3,130円
会議室	1室1時間につき	220円
リフレッシュルーム	1室1時間につき	830円
シャワー室	1回につき	100円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
会議室等	プロジェクター（大）	1式1時間につき	370円
	プロジェクター（小）	同	190円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研究用機器	高速冷却遠心機	1式1時間につき	420円
	多本架冷却遠心機	同	220円
	超高速遠心機	同	1,020円
	オートクレーブ（100リットル）	同	330円
	90リットル自動培養装置	同	1,540円
	マイナス80度超低温フリーザー	同	130円
	マイナス150度超低温フリーザー	同	150円
	棚式大型凍結乾燥機	同	370円
	中型恒温振とう培養機	同	110円
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,170円
	ハイスループット遠心エバポレーター	同	530円
	分光光度計	同	180円
	正立蛍光顕微鏡	同	730円
	微量高速冷却遠心機	同	200円
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,880円
	細胞解析装置	同	2,050円
	ケミルミ検出器	同	220円
	マイクロプレートウォッシャー	同	220円
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	270円
	マイクロプレートリーダー	同	250円
	サーマルサイクラー	同	190円
	10リットル自動培養装置	同	630円
	連続遠心機	同	660円
	ロータリーエバポレーター	同	630円
	有機系ドラフトチャンバー	同	750円
	バイオメディカルフリーザー	同	190円
	棚式小型凍結乾燥機	同	310円
	四重極質量分析計	同	1,880円
	キャピラリー遺伝子解析システム	同	890円
	リアルタイムPCR	同	320円

デスクトップ型次世代シークエンサーシステム	同	660円
粒度分布測定装置	同	310円
クロマトグラフィーシステム	同	370円
動物個別飼育制御装置	同	20円
動物実験設備	同	300円

備考

- 1 利用料金の金額が1月単位で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数があるときは、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

沖縄県告示第154号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
公立久米島病院	久米島町字嘉手苜572番地3	沖縄県離島医療組合	令和8年4月2日	令和11年4月1日

沖縄県告示第155号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年3月31日から同年4月14日まで伊平屋村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 伊平屋村字島尻6番地 宮城義一、伊平屋村字田名1791番地 西銘真伍
- 2 加入区 伊平屋加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊平屋村漁業協同組合

沖縄県告示第156号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和8年3月31日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会 那覇市字小禄1831番地1
- 3 観覧料を承認した期間 令和8年4月1日から同年5月10日まで
- 4 観覧料の額  
令和8年度美術館企画展「つくる冒険」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,500円	1,200円
	大学生及び高校生	800円	650円
	中学生及び小学生	400円	350円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第157号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項及び第20条第3項において準用する第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金を承認した。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会 那覇市宇小禄1831番地 1
- 3 観覧料及び利用料金の適用年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 観覧料の額
  - (1) 常設展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	530円	420円
	大学生及び高校生	270円	220円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	400円	320円
	大学生及び高校生	220円	180円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
  - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
  - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
  - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。
- (2) 1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料

区分	観覧料の額（1人につき）

		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	3,900円	2,500円	1,400円（県内の中学生及び小学生にあつては、1,050円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	4,100円	2,800円	1,500円（県内の中学生及び小学生にあつては、1,200円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

5 利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 博物館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	30,480円
	入場料を徴収する場合	91,450円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	39,920円
	入場料を徴収する場合	119,750円
実習室	入場料を徴収しない場合	12,000円
	入場料を徴収する場合	36,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	21,200円
	入場料を徴収する場合	63,700円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		10,800円
県民ギャラリー2		10,000円
県民ギャラリー3		10,000円
県民ギャラリースタジオ		10,900円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	9,360円
	入場料を徴収する場合	28,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	10,000円
	入場料を徴収する場合	30,000円

企画展示室 1	入場料を徴収しない場合	34,370円
	入場料を徴収する場合	103,080円
企画展示室 2	入場料を徴収しない場合	42,640円
	入場料を徴収する場合	127,920円
講座室	入場料を徴収しない場合	12,100円
	入場料を徴収する場合	36,500円

ウ その他施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	4,500円
	入場料を徴収する場合	13,600円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金の額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
  - (1) 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
  - (2) 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める利用料金の額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	340円
	花台	1台	120円
	司会台	1台	170円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,100円
	コンデンサーマイク	1本	340円
	ワイヤレスマイク	1本	670円
	ダイナミックマイク	1本	230円
	ビデオテープレコーダー	1台	780円
	DVDプレーヤー	1台	1,380円
	CD、MDプレーヤー	1台	440円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,380円
照明器具	ポーターライト	1列	340円
	サスペンションライト	1列	550円

	アッパーホリゾントライト	1列	780円
	シーリングライト	1列	670円
	センターピンスポットライト	1台	440円
その他	書画カメラ	1台	880円
	ビデオプロジェクター	1台	1,540円
	電動スクリーン	1式	1,220円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,240円

備考 附属設備利用料金の額は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 冷房設備の利用料金

区分		単位	利用料金の額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	660円
	特別展示室	1時間までごとに	870円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	360円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	170円
	企画展示室1	1時間までごとに	740円
	企画展示室2	1時間までごとに	930円
	講座室	1時間までごとに	210円
その他施設	講堂	1時間までごとに	620円

沖縄県告示第158号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

別表第2特A級の項中「1億5千万円以上」を「1億8千万円以上」に改め、同表A級の項中「5千万円以上1億5千万円未満」を「6千万円以上1億8千万円未満」に、「1千5百万円以上」を「2千万円以上」に改め、同表B級の項中「2千5百万円以上5千万円未満」を「3千万円以上6千万円未満」に、「6

百万円以上1千5百万円未満」を「1千万円以上2千万円未満」に、「1千5百万円未満」を「2千万円未満」に改め、同表C級の項中「1千万円以上2千5百万円未満」を「1千5百万円以上3千万円未満」に、「6百万円未満」を「1千万円未満」に改め、同表D級の項中「1千万円未満」を「1千5百万円未満」に改める。

第2号様式中「沖縄県知事  
「沖縄県知事」を

備考 沖縄県電子入札システムの利用時に必要となる利用登録番号等

商号又は名称（全角）		に改める。
登録番号		
ユーザーID		

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

**沖縄県告示第159号**

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**建設工事請負契約約款の一部を改正する告示**

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第10条第1項第3号中「第26条第3項ただし書」を「第26条第3項第2号」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第25条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第26条に次の1項を加える。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第36条第1項中「以下同じ」を「次条第1項を除き、以下同じ」に改める。

第37条中「前払金」を「前払金（中間前払金を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第37条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、令和8年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県教職員住宅管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁働き方改革推進課 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 リヴプラス株式会社 代表取締役 下地市朗 宮古島市平良字下里751番地3
- 5 落札金額 33,630,546円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年3月3日

**病院事業局事項**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年3月31日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 重 盛 康 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 放射線情報管理システム及び画像保存通信システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 設備・調達課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 令和7年12月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社アストロステージ 代表取締役 平本淳一 東京都千代田区神田司町二丁目8番1号
- 5 落札金額 99,990,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年10月31日

**人事委員会事項**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

**地域手当に関する規則の一部を改正する規則**

地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「第13条第2項」を「第13条第3項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**そ の 他**

沖縄県住宅供給公社は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により次のとおり公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う。

令和8年3月31日

沖縄県住宅供給公社

理事長 仲 嶺 智

- 1 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う者 沖縄県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅等 浦添市営住宅設置及び管理条例（平成10年浦添市条例第5号）第3条第2項の規定に基づく浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成10年浦添市規則第11号）別表に定める浦添市内間市営住宅、浦添市前田市営住宅及び浦添市安波茶市営住宅並びにこれらの公営住宅に附随する共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅等の管理の内容 公営住宅法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による公営住宅等の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
---	---